

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月1日  
条例第28号

改正 平成27年12月28日条例第38号  
平成29年3月31日条例第7号

平成28年3月31日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定にもとづく個人番号の利用および法第19条第10号の規定にもとづく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 青梅市（以下「市」という。）は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2第1項の表および第2項の表の左欄に掲げる執行機関が次項の規定によりこれらの表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行うこれらの表の中欄に掲げる事務ならびに市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2第1項の表および第2項の表の左欄に掲げる執行機関は、これらの表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、これらの表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年12月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日条例第12号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月31日条例第7号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

| 執行機関                        | 事務  |
|-----------------------------|---|
| 1 市長                        | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 2 市長                        | 東京都重度心身障害者手当条例 (昭和48年東京都条例第68号) による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                 |
| 3 市長                        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年東京都規則第12号) による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 市長                        | 青梅市心身障害者福祉手当条例 (昭和49年条例第39号) による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                    |
| 5 市長                        | 身体障害者等に対する施術の助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 6 市長                        | 重度心身障害者等に対する入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 7 市長                        | 青梅市児童育成手当条例 (昭和46年条例第42号) による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                          |
| 8 市長                        | 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 (平成元年条例第45号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                  |
| 9 市長                        | 青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例 (平成5年条例第29号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                      |
| 10 市長                       | 青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 (平成19年条例第15号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの                 |
| 11 市長                       | 私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの   |
| 12 青梅市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) | 経済的理由によって就学困難な児童または生徒にかかる就学の援助に関する事務 (法別表第1の27の項に掲げる事務にかかるものを除く。) であって規則で定めるもの    |
| 13 教育委員会                    | 特別支援学級に就学する児童または生徒にかかる就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの                                  |

別表第2 (第4条関係)

1 法別表第2の第2欄に掲げる事務

| 執行機関 | 事務  | 特定個人情報                                  |
|------|---|---|
| 1 市長 | 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費もしくは高額障害児通所給付費 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |

|       |  |   |
|-------|--|---|
|       | の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの  |   |
| 2 市長  | 児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 市長  | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 4 市長  | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律にもとづく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの   | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 5 市長  | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 6 市長  | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 7 市長  | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 8 市長  | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの                                      | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 10 市長 | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 11 市長 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 12 市長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 13 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの       | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |

2 別表第1の右欄に掲げる事務

| 執行機関 | 事務                                      | 特定個人情報  |
|------|---|---|
| 1 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの   |
|      |   | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの   |
|      |   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
|      |   | 地方税法その他の地方税に関する法律にもとづく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの  |
|      |   | 母子保健法による養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの   |
|      |   | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当または特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの  |
|      |   | 介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの  |
|      |   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規   |

|   |    |   |
|---|----|---|
|   |    | <p>則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>   |
| 2 | 市長 | <p>東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>   |
| 3 | 市長 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 4 | 市長 | <p>青梅市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>青梅市児童育成手当条例による児童育成手当のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>  |
| 5 | 市長 | <p>身体障害者等に対する施術の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>  |
| 6 | 市長 | <p>重度心身障害者等に対する入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>  |
| 7 | 市長 | <p>青梅市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>   |

|       |  |  |
|-------|--|--|
|       |  | もの   |
| 8 市長  | 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの<br>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの<br>地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長  | 青梅市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの     | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの<br>地方税関係情報であって規則で定めるもの   |
| 10 市長 | 青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの<br>地方税関係情報であって規則で定めるもの   |
| 11 市長 | 私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの            | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |

別表第3（第5条関係）

| 情報照会機関  | 事務  | 情報提供機関 | 特定個人情報   |
|---------|---|--------|--|
| 1 市長    | 生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                 | 教育委員会  | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの     |
| 2 市長    | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの                             | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの                  |
| 3 市長    | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの                       | 教育委員会  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの                  |
| 4 教育委員会 | 経済的理由によって就学困難な児童または生徒にかかる就学の援助に関する事務（法別表第2の38の項に掲げる事務にかかるものを除 | 市長     | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定め |

|         |  |    |   |
|---------|--|----|---|
|         | く。) であって規則で定めるもの                                 |    | るもの                                     |
|         |  |    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの                     |
| 5 教育委員会 | 特別支援学級に就学する児童または生徒にかかる就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの                    |
|         |  |    | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
|         |  |    | 地方税関係情報であって規則で定めるもの                     |